

市町小中学校給与専用PC賃貸借契約入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 市町小中学校給与専用PC賃貸借契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和11年1月31日まで
- (3) 賃貸借期間 令和6年10月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 調達数量 230台
- (5) 入札条件 仕様書のとおり
- (6) 納入場所 仕様書のとおり
- (7) 納入期限 令和6年9月30日(月)。ただし、各学校への納入日については県と協議する。
- (8) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、令和6年5月10日（金）午後1時までに(2)の場所に直接持参して提出すること。
- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）
郵便番号 840-8570
佐賀市城内一丁目1番59号
電話番号 0952-25-7194
電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp
- (3) 申請書の入手先
(2)の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書、納入予定機器等の確認申請書及び営業概要書を令和6年5月15日（水）午後4時までに5の(1)の部局に持参し、又は郵送（同日午後4時までに必着）すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「市町小中学校給与専用PC賃貸借契約資格審査書類在中」と朱書きすること。
期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格及び納入予定機器等の確認結果は、令和6年5月21日（火）までに通知する。

5 入札手続に関する事項

- (1) 契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

佐賀県教育委員会事務局教職員課（旧館 2 階）

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7204

電子メールアドレス kyoushokuin@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

令和 6 年 4 月 19 日（金）から令和 6 年 5 月 28 日（火）まで佐賀県ホームページに掲載する。

(3) 入札書の提出方法

入札書を(4)に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和 6 年 5 月 27 日（月）午後 5 時までに(1)の部局に必着とする。

また、封筒に「市町小中学校給与専用 P C 賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 5 月 30 日（木）午前 10 時

イ 場所 佐賀市城内一丁目 5 番 14 号 旧佐賀県自治会館 9 号会議室

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない

場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(3) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

(4) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

- ク 1人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ アからケまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(6) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手換え、引替え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1

回目を含め2回を限度)を行う。ただし、郵便により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(11) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和6年5月10日(金)午後4時までに5の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。回答は同月17日(金)までに電子メールで行う。

(12) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

(13) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(14) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(15) 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。

(16) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書(電磁的記録による文書・資料を含む)について、本件手続以外の目的に供してはならない。

(17) 仕様書記載内容の無断転載、及び入札書作成以外の目的で使用することを禁止する。

(18) 別記1の特記事項に違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。

(19) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して

知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例等 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第 47 条）に基づき処罰されることがある。